

後期高齢者医療制度関係事務における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（改訂案）についてのご意見を募集します

1 特定個人情報保護評価とは【概要】

平成25年5月31日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）に基づき実施される社会保障・税番号制度により、平成27年10月から国民の皆様一人ひとりに「個人番号」が付番されております。

社会保障・税番号制度は、国民の利便性を高め、行政の効率化を図り、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。一方で、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報のファイル）が取り扱われる前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを「特定個人情報保護評価書」により宣言するものです。

2 特定個人情報保護評価書の改訂について

石川県後期高齢者医療広域連合では、令和6年4月本稼働の後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改がクラウド環境において実施されることに伴い、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の改訂案を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

3 評価書の内容

(1) 評価書名 後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

(2) 実施機関 石川県後期高齢者医療広域連合

(3) 項目

I 基本情報

後期高齢者医療保険事務の内容、使用するシステム、特定個人情報を取り扱う理由等を記載したもの

II 特定個人情報ファイルの概要

対象となる本人の数、記録される項目、特定個人情報の入手方法や取り扱いの委託等を記載したもの

III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報の入手や使用、委託、保管及び消去等におけるリスク対策等を記載したもの

IV その他のリスク対策

監査や従業者に対する教育・啓発等について記載したもの

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取り扱いに対する問合せ先を記載したもの

VI 評価実施手続

住民等からの意見聴取方法等を記載したもの

4 資料の閲覧場所

- (1) 石川県後期高齢者医療広域連合ホームページ
- (2) 石川県後期高齢者医療広域連合事務局
午前9時～午後5時まで（土曜、日曜、祝日は除く）

5 意見の募集期間

令和4年11月7日（月）～令和4年12月6日（火）

6 意見の提出先、提出方法及び提出様式

(1) 提出先

〒920-0968
石川県金沢市幸町12番1号
石川県後期高齢者医療広域連合事務局

(2) 提出方法及び提出様式

- ・ 郵送（令和4年12月6日必着）
- ・ FAX：076-223-0144
- ・ 電子メール：post@ishikawa-kouiki.jp
- ・ 様式は問いませんが、住所・氏名・電話番号の記載をお願いします。

※電話での意見提出はできません。

※提出いただいた個人情報については、本事務に必要な範囲で、適切に取り扱います。意見の内容以外は公表しません。